# 政府所有米穀のカビの検査及びカビ毒の分析の結果 (令和6年度)

農林水産省は、国内で保管している米穀(政府所有米穀。以下同じ。)について、販売直前に全量を解袋し、1袋ごとにカビ状異物の有無を目視等で検査(以下「カビの検査」という。)するとともに、試料を採取し、カビ毒を分析しています。

今般、令和6年4月から令和7年3月までの結果をとりまとめました。

- 食品用として販売予定であった米穀約15万トンのうち、カビ状異物混入が認められた 約6トン(0.004%)について、全量を廃棄処分としています。また、販売する約15万トン 全てについて、カビ毒(総アフラトキシン)の分析を行ったところ、全て基準値未満の濃 度であり、定量下限<sup>注1)</sup>(0.001 mg/kg)未満でした。
- 飼料用として販売予定であった米穀約63万トンのうち、カビ状異物混入が認められた約0.05トン(0.00001%)全量を廃棄処分としています。 注2)

なお、食品用及び飼料用として販売する全てについて、カビ毒(食品用では総アフラトキシン、飼料用ではアフラトキシン  $B_1$ 、デオキシニバレノール、ゼアラレノン及びフモニシン)の分析を行ったところ、全て基準値未満の濃度であり、総アフラトキシン、アフラトキシン  $B_1$ 、ゼアラレノン及びフモニシンについては、定量下限(総アフラトキシン: 0.001 mg/kg、アフラトキシン  $B_1$ : 0.001 mg/kg、ゼアラレノン: 0.05 mg/kg、フモニシン: 0.04 mg/kg)未満でした。

また、デオキシニバレノールについては、飼料用の分析点数 6,571 点のうち1点 (0.02%)が定量下限(0.02 mg/kg)以上の検出がありましたが、基準値(デオキシニバレノール1 mg/kg)を大きく下回る濃度でした。

- 注1) 定量下限とは、分析対象とする化学物質について、適切な精確さをもって定量できる(具体的な濃度が決められる) 最低の濃度。食品の種類、分析対象とする化学物質の種類、採用する分析法によって異なる。以下同じ。
- 注2) カビ状異物を分離できる場合は、カビ状異物を除去し販売。以下同じ。

## 1 農林水産省の取組

- (1) 農林水産省は、保管・販売する輸入米の安全性を確保するため、平成 21 年2月以降、 販売直前に、カビの混入及びカビ毒に関して食品衛生法上等問題がないことを確認してい ました。
- (2) 平成 22 年 10 月に、政府所有米穀の販売等業務を民間に委託した以降も、(1)の確認 を継続しています。
- (3) なお、主要食糧である米穀の備蓄運営に万全を期し、消費者利益の保護を最優先する 観点で、平成31年4月から政府備蓄米(備蓄用精米は平成30年度から実施済み。)についても、販売直前にカビの検査やカビ毒の分析を実施しています。

## 2 令和6年度におけるカビの検査及びカビ毒の分析の結果

(1) カビの検査

食品用に販売予定であった米穀 149,927 トン及び飼料用に販売予定であった米穀 634,181 トンについて、カビの検査を行いました。(具体的な検査方法はこちら)

この結果、カビ状異物が混入していた米穀は、食品用では約6トン(販売予定数量の0.004%)、飼料用では約0.05 トン(販売予定数量の0.00001%)について容器包装の単位(30Kg 又は1トン)で分離し、それぞれ全て廃棄処分としています(表1)。

## (表1) カビの検査対象数量及び廃棄数量

用途	カビの検査対象数量 (トン)	廃棄数量 (トン)	廃棄数量割合 (%)	
食品用	149,927	6	0.004	
飼料用	634,181	0.05	0.00001	

#### (2) カビ毒の分析の結果

(1)で廃棄したものを除き、食品用に販売する米穀 149,921 トン及び飼料用に販売する米穀 634,181 トンについて、カビ毒の分析を行いました(表2・表3)。

この結果、食品用及び飼料用ともに、全ての試料で基準値未満の濃度であり、総アフラトキシン、アフラトキシン  $B_1$ 、ゼアラレノン及びフモニシンについては、定量下限(総アフラトキシン:  $0.001 \ mg/kg$ 、アフラトキシン  $B_1$ :  $0.001 \ mg/kg$ 、ゼアラレノン:  $0.05 \ mg/kg$ 、フモニシン:  $0.04 \ mg/kg$ )未満でした。

また、デオキシニバレノールについては、飼料用の分析点数 6,571 点のうち 1 点(0.02%)が定量下限(0.02 mg/kg)を超えましたが、いずれも基準値(デオキシニバレノール: 1 mg/kg)を大きく下回る濃度でした。

(具体的な分析方法はこちら)

## (表2) 食品用に販売する米穀のカビ毒の分析結果

(分析対象数量 149.921トン)

カビ毒	試料点数	基準値 (mg/kg)	基準値以下 の点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限 未満の点数	定量下限 以上基準値 以下の点数	定量下限 以上基準値以 下の濃度範囲 (mg/kg)
総アフラトキシン (B <sub>1</sub> , B <sub>2</sub> , G <sub>1</sub> 及び G <sub>2</sub> )	1,833	0.010	1,833	0.001	1,833	0	_

#### (表3) 飼料用に販売する米穀のカビ毒の分析結果

(分析対象数量 634,181トン)

カビ毒	試料点数	基準値 (mg/kg)	基準値以下 の点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限 未満の点数	定量下限 以上基準値 以下の点数	定量下限 以上基準値以 下の濃度範囲 (mg/kg)
アフラトキシン B <sub>1</sub> 注3)	6,571	0.01	6,571	0.001	6,571	0	_

デオキシニバレノール	6,571	1	6,571	0.02	6,570	1	0.04
ゼアラレノン	6,571	0.5	6,571	0.05	6,571	0	
フモニシン (B <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 及び B <sub>3</sub> )	6,571	4	6,571	0.04	6,571	0	_

注3) 飼料用については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく有害物質(カビ毒)の指導基準はアフラトキシン  $B_1$  0.01 mg/kg ですが、食品の基準値の場合と同じように総アフラトキシン  $(B_1, B_2, G_1$ 及び  $G_2)$ を分析して、アフラトキシン  $B_1$ の指導基準と比較している。

問い合わせ先

農産局農産政策部貿易業務課米麦品質保証室 代表 03-3502-8111 直通 03-6744-1388 担当 品質管理班(内線 5021)